

佐賀県議会告示第2号

佐賀県議会事務局規程（昭和36年佐賀県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成25年10月18日

佐賀県議会議長 木 原 奉 文

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（文書の管理）</p> <p>第26条 文書の管理については、この規程に定めるもののほか、佐賀県文書規程（昭和55年佐賀県訓令甲第1号）の規定（同規程第45条第2項、第47条第2項及び第49条の規定を除く。）の例による。</p>	<p>（文書の管理）</p> <p>第26条 文書の管理については、この規程に定めるもののほか、佐賀県文書規程（昭和55年佐賀県訓令甲第1号）の規定（同規程第45条第2項、第47条第2項及び第49条の規定を除く。）<u>及び佐賀県電子メール取扱規程（平成25年佐賀県訓令甲第10号）の規定の例による。</u></p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。